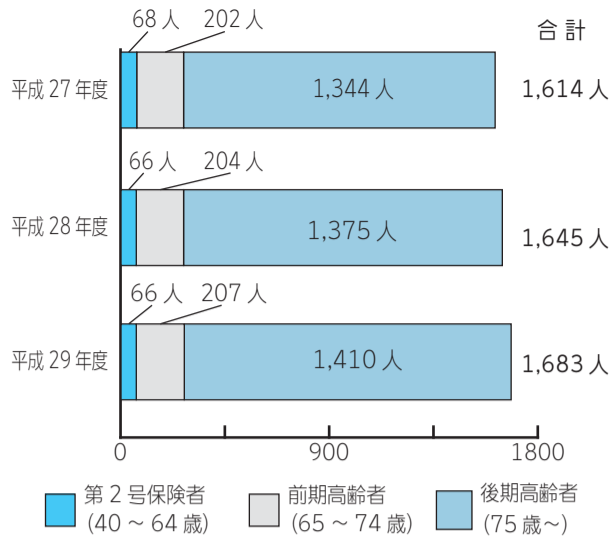
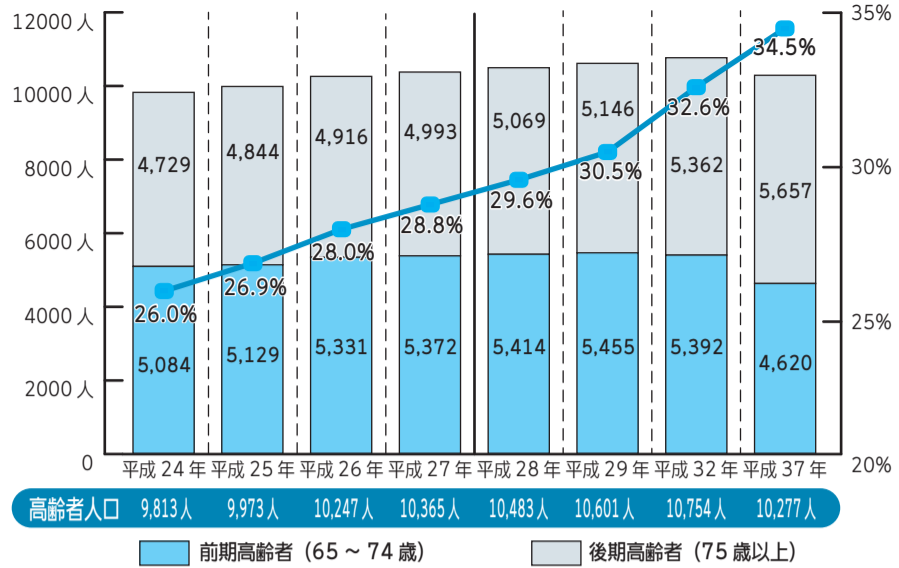


要介護(要支援)認定者数の推計



今後の高齢者人口・高齢化率の推計



稚内市の高齢者人口を予測

要介護(要支援)認定者

介護サービスは、要介護(要支援)認定申請を行い、介護が必要と判断された場合に利用できます。本市の認定者数は、今後も年々少しずつ増加を続ける事が見込まれます。

高齢者人口

本市の高齢者数は、平成32年まで緩やかな増加傾向が続くことが想定され、その後は減少に転じ、平成37年には1万2777人となることを見込まれます。

65歳以上の方の介護保険料(基準年額)の算定方法

$$\frac{\text{必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分(22\%)}}{\text{稚内市に住む65歳以上の人数}} = \text{介護保険料基準額}$$

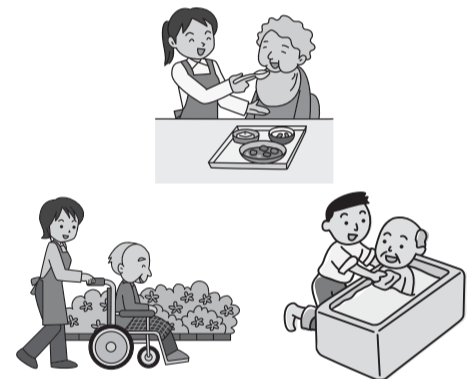
社会全体で支える介護保険料

平成27年度から介護保険料が変わります

このことから、65歳以上の方の介護保険料については、3年間を通じて財政の均衡が保たれるよう平成27年度より保険料額の改訂を行いました。

介護保険料は、40歳以上の皆さんで保険料を負担し「介護を必要とする高齢者」にかかる負担を社会全体で支える保険制度です。

現在、皆さんが介護サービスを受ける際には、1割の自己負担を支払って、1割の残りの9割については、50%が公費負担(国、北海道、稚内市)、28%が第2号被保険者(40歳から64歳)



稚内市全体の保険給付費(1割の自己負担額以外の9割)は、第5期計画期間(平成24~26年度)で約67億円でした。第6期計画(平成27~29年度)は、65歳以上の第1号被保険者の負担率の増加や、施設整備等により保険給付費は約73億円に増加する見込みです。

問い合わせ先  
市介護高齢課介護高齢グループ  
23・6458

★介護保険や高齢者サービスに関する相談や、不明な点がございましたら、お問い合わせください。

第6期(平成27~29年度)全道平均との比較(介護保険料基準月額)



65歳以上の方の介護保険料は3年毎に見直します。「必要なサービス量」や「必要な費用負担額」などを見込み、高齢者人口や介護サービスを利用している方の人数等をもとに基準額を定めています。

さらに基準額をもとに、所得の低い方へ負担がかかりすぎないように所得に応じて保険料を決めています。第6期計画での基準額は4863円となり、第5期計画の基準額より463円の増額となっています。

介護保険料の決め方

●第6期(平成27年度~平成29年度)における介護保険料一覧

※下の表は、65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料です。

所得段階	本人の課税区分等	世帯の課税区分	基準額に対する割合	保険料額(年額)	保険料額(月額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 公的年金等収入額 + 合計所得金額 80万円以下	市民税 [非課税]	0.50	29,200円	2,432円
第2段階	公的年金等収入額 + 合計所得金額 80万円超 120万円未満		0.65	37,900円	3,161円
第3段階	第1段階・第2段階に該当しない方		0.65	37,900円	3,161円
第4段階	公的年金等収入額 + 合計所得金額 80万円以下(本人非課税)	市民税 [課税]	0.75	43,800円	3,647円
第5段階	第4段階に該当しない方(本人非課税)		1.00	58,400円	4,863円
第6段階	合計所得金額 120万円未満		1.10	64,200円	5,349円
第7段階	合計所得金額 190万円未満		1.25	72,900円	6,079円
第8段階	合計所得金額 290万円未満		1.50	87,500円	7,295円
第9段階	合計所得金額 500万円未満		1.75	102,100円	8,510円
第10段階	合計所得金額 500万円以上		2.00	116,700円	9,726円